

資料2

実地指導における 指導事項の解説

障害者支援施設（施設入所支援）

目次

- 1 実地指導における指導事項項目内訳（P4～5）
- 2 根拠法令等（P6）
- 3 実施指導における指導事項の解説（P7～42）
 - （1）事業者の一般原則（P8）
 - （2）人員基準（P9～10）
 - （3）設備基準 ※該当なし
 - （4）運営基準（P11～18）
 - （5）変更の届出等 ※該当なし

－ 目 次 －

(6) 給付費の算定及び取扱い (P19～38)

(7) その他 (P39～42)

※日中サービスの指導事項は、[生活介護(自立訓練)]、[就労移行支援 就労継続支援A型 就労継続支援B型 就労定着支援]の資料を参照してください。

1 令和5年度 実地指導における指導事項項目内訳 (全障害福祉サービス)

サービス区分	項目	文書指摘	口頭指摘	合計
全障害福祉サービス (※356事業所のうち167事業所を実施)	(1) 事業者の一般原則	1		1
	(2) 人員基準	2	8	10
	(3) 設備基準			
	(4) 運営基準	102	208	310
	(5) 変更の届出等	1		1
	(6) 給付費の算定及び取扱い	25	96	121
	(7) その他		1	1
障害福祉サービス 計		131	313	444

1 令和5年度 実地指導における指導事項項目内訳 (障害者支援施設)

サービス区分	項目	文書指摘	口頭指摘	合計
・障害者支援施設 (※6事業所のうち5事業所を実施)	(1) 事業者の一般原則	1		1
	(2) 人員基準			
	(3) 設備基準			
	(4) 運営基準	1	2	3
	(5) 変更の届出等			
	(6) 給付費の算定及び取扱い	1	1	2
	(7) その他			
障害福祉サービス 計		3	3	6

2 根拠法令等

法令等	本資料での表記
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年11月7日号外法律第123号)	法
福島市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成30年1月12日条例第9号)	条例
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年2月28日号外厚生労働省令第19号)	施行規則
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準について(平成19年1月26日障発第0126001号)	解釈通知
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省告示第523号)	報酬告示
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年10月31日障発第1031001号)	留意事項通知

3 実地指導における指導事項の解説

項 目

(1)事業者の一般原則

指導事項

個別支援計画が作成されないままサービスを提供している。

解説及び 改善方法等

1. 利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた個別支援計画を作成し、これに基づき利用者に対してサービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することにより利用者に対して適切かつ効果的にサービスを提供しなければなりません。
2. 運営基準違反に該当するだけでなく、個別支援計画未作成減算となります。

根拠法令等 及び備考

・条例 第3条

項 目

(2) 人員基準（従業者の員数）

指導事項

夜勤を行う生活支援員の員数が、必要な数を満たしていない。

解説及び 改善方法等

1. 施設入所支援については、夜間の時間帯（午後10時から翌日の午前5時までの時間を含めた連続する16時間をいい、原則として、指定障害者支援施設ごとに設定するもの。）を通じて、利用者の数の区分に応じて、以下の数の生活支援員を配置しなければなりません。
 - ① 利用者の数が60以下・・・1以上
 - ② 利用者の数が61以上・・・1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
2. 昼間実施サービスの従業者が施設入所支援の生活支援員を兼務する場合については、当該昼間実施サービスの従業者の員数の算定に当たって、夜間の時間帯において当該施設入所支援の生活支援員が勤務すべき時間も含めて差し支えありません。
3. **重大な運営基準違反だけでなく夜勤職員欠如減算となりますので、従業者の新規雇用や退職がある場合は、特に注意してください。**

根拠法令等 及び備考

- ・条例 第10条
- ・解釈通知 第3の1(1)
- ・報酬告示 別表第9の1の注3(1)

(例) 昼間に生活介護を行う障害者支援施設

- 平均障害支援区分・・・4
- 利用定員・・・90人
- 常勤職員が1日に勤務すべき時間・・・8時間

この場合に必要となる指定障害者支援施設における従業員の1日の勤務延べ時間数

➤ 生活介護の従業者

$$90 \div 5 = 18 \text{人} \quad 18 \text{人} \times 8 \text{時間} = 144 \text{時間}$$

➤ 施設入所支援の生活支援員

$$2 \text{人} \times 16 \text{時間} = 32 \text{時間}$$

144時間＋32時間＝176時間が必要となるのではなく、夜間の時間帯を通じて2人の生活支援員を確保した上で、合計144時間が確保されれば足りる。

項 目

(4)運営基準（利用者負担額等の受領）

指導事項

利用者から利用者負担額（自己負担分）を徴収していない。

解説及び 改善方法等

1. サービスの提供を行った際には、利用からサービスに係る利用者負担額を徴収してください。
2. この他に事業者が受けることができるサービスの提供に要する費用は以下のとおりです。
 - ① 食事の提供に要する費用及び光熱水費
 - ② 利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - ③ 被服費
 - ④ 日用品費
 - ⑤ 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの。
3. 上記①～⑤を徴収する場合は、あらかじめ利用者に対してサービス内容及び費用について説明し、同意を得てください。
4. 上記1,2を徴収した場合は、利用者に対して領収証を交付してください。なお、実地指導の際の確認事項ですので、領収証の控えを保管してください。

根拠法令等 及び備考

- ・条例 第30条
- ・解釈通知 第3の3(13)

項 目	(4)運営基準（施設障害福祉サービスの取扱方針、施設障害福祉サービス計画の作成）
指導事項	個別支援計画の作成に係る一連の業務が適切に行われていない。
解説及び改善方法等	1. サービスの提供は漫然かつ画一的に提供されることがないように、個々の利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて適切に提供されなければなりません。 2. そのため、利用者ごとに個別支援計画を作成し、計画に基づいたサービスの提供を行う必要があります。 3. 個別支援計画の作成に係る一連の業務が適切に行われていない場合は、運営基準違反だけでなく、個別支援計画未作成減算となります。
根拠法令等及び備考	・条例 第33条,34条 ・解釈通知 第3の3(16),(17) ・報酬告示 別表第9の1の注3(2)

【参考例】個別支援計画作成に係る一連の流れ

アセスメント

- 利用者の置かれている環境、日常生活の状況、希望する生活、課題等の把握及び分析を実施。

個別支援計画原案の作成

- アセスメント結果に基づき、個別支援計画の原案を作成。

個別支援会議

- サービス管理責任者が中心となり、障害福祉サービス提供担当者等により個別支援計画原案について検討。

個別支援計画の交付

- 個別支援計画案の内容を利用者に説明し、文書により同意を得る。
- 個別支援計画を利用者に交付。

【参考例】個別支援計画作成に係る一連の流れ

サービスの提供

- 個別支援計画に基づくサービスの提供。

モニタリング

- サービス管理責任者による定期的な利用者への面接（少なくとも6月に1回以上（自立訓練（機能訓練、生活訓練）又は就労移行支援を提供する場合は少なくとも3月に1回以上）により、個別支援計画の実施状況の把握を定期的に実施。
- モニタリングの結果を記録。

個別支援計画の見直し

- 個別支援計画の見直しを実施し、必要に応じて計画を変更。
- 計画変更についても上記手順を踏まえる。

項 目

(4)運営基準（食事）

指導事項

献立を作成していない。

解説及び 改善方法等

1. 食事の提供に当たっては以下に留意してください。
 - ① 以下の正当な理由がなく、食事の提供を拒んではならないこと。
 - ✓ 利用者の心身の状況から、明らかに適切でない内容の食事を求められた場合 等
 - ② あらかじめ利用者に対し、その内容及び費用に関して説明を行い、同意を得ること。
 - ③ 利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うこと。
 - ④ 管理栄養士又は栄養士による栄養管理が行われる必要があり、調理はあらかじめ作成された献立に従って行われること。
 - ⑤ 調理及び配膳に当たっては、食品及び利用者の使用する食器その他の設備の衛生管理に努めること。

根拠法令等 及び備考

- ・条例 第45条
- ・解釈通知 第3の3(28)

項 目

(4)運営基準（健康管理）

指導事項

健康診断を行っていない。

解説及び 改善方法等

1. 指定障害者支援施設は、利用者の健康管理について、保健所等と連絡の上、医師又は看護職員その他適当な者を健康管理の責任者として、利用者の健康状態に応じて健康保持のための適切な措置を講じなければなりません。
2. また、毎年、年2回以上定期的に健康診断を行うことにより、利用者の健康状態を適切に把握しなければなりません。

根拠法令等 及び備考

- ・条例 第47条
- ・解釈通知 第3の3(30)

項 目

(4)運営基準（運営規程）

指導事項

運営規程に定めが必要な事項を定めていない。

解説及び 改善方法等

1. 運営規程には次ページの重要事項を定めてください。
2. **重要事項説明書や契約書及び実態と不整合がないようにしてください。**

根拠法令等 及び備考

- ・条例 第53条
- ・解釈通知 第3の3(35)

運営規程に定めが必要な事項

- 1.指定障害者支援施設の目的及び運営の方針
- 2.提供する施設障害福祉サービスの種類
- 3.従業者の職種、員数及び職務の内容
- 4.昼間実施サービスに係る営業日及び営業時間
- 5.提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員
- 6.提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額
- 7.昼間実施サービスに係る通常の事業の実施地域
- 8.サービスの利用に当たっての留意事項
- 9.個人情報の取扱いに関する事項
- 10.緊急時等における対応方法
- 11.非常災害対策
- 12.提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には当該障がいの種類
- 13.虐待の防止のための措置に関する事項
- 14.その他運営に関する重要事項

項 目

(6)給付費の算定及び取扱い（定員超過利用減算）

指導事項

過去3か月間の平均利用人員が、定員の110%を超過している。

解説及び 改善方法等

1. 以下のいずれかに該当する場合、定員超過利用減算が適用されます。
 - ① 定員50人以下
 - 1日当たりの利用者数が、定員の110%を超過している場合
 - ② 定員51人以上
 - 1日当たりの利用者数が、定員から50を差し引いた員数の105%に55を加えた数を超過している場合
 - ③ 過去3か月間の平均利用人数が、定員の105%を超過している場合
2. すべての利用者に対して、70/100単位の算定が適用されます。

根拠法令等 及び備考

- ・報酬告示 別表第9の1の注3(1)
- ・留意事項通知 第2の1(7)

項 目

(6)給付費の算定及び取扱い（夜勤職員欠如減算）

指導事項

指定基準に定める員数を配置していない。

解説及び 改善方法等

1. 夜勤を行う生活支援員について、人員基準上必要とされる員数を満たしていない場合に減算となります。（P9参照）
2. ある月について、以下のいずれかに該当する事態が発生した場合に、その翌月において減算されます。
 - ① 夜勤時間帯（午後10時から翌日の午前5時までの時間を含めた連続する16時間をいい、指定障害者支援施設ごとに設定するもの。）において、夜勤を行う生活支援員の員数が、人員基準に定める員数に満たない事態が2日以上連続して発生した場合。
 - ② 夜勤時間帯において夜勤を行う生活支援員の員数が、人員基準に定める員数に満たない事態が4日以上発生した場合。

根拠法令等 及び備考

- ・報酬告示 別表第9の1の注3(1)
- ・留意事項通知 第2の1(9)

項 目

(6)給付費の算定及び取扱い（栄養士未配置減算）

指導事項

栄養士を配置していない。

解説及び 改善方法等

1. 指定障害者支援施設において、栄養士の配置等がされていない以下の場合に減算となります。
 - ① 管理栄養士又は栄養士が配置されていない
 - ② 配置されている管理栄養士又は栄養士が常勤でない
2. 労働者派遣事業により派遣された派遣労働者を配置している場合は、配置されているものとして差し支えありません。
3. **調理業務の委託先にのみ管理栄養士等が配置されている場合は、減算の対象となります。**

根拠法令等 及び備考

- ・報酬告示 別表第9の1の注4
- ・留意事項通知 第2の1(9)③

項 目

(6)給付費の算定及び取扱い（夜勤職員配置体制加算）

指導事項

夜勤職員を加配していない日に当該加算を算定している。

解説及び 改善方法等

1. 以下により夜勤職員の勤務体制を手厚くしている場合に、以下の配置が行われた日に算定することができます。
 - ① 前年度の利用者の数の平均値が21人以上40人以下の場合
夜勤2人以上
 - ② 前年度の利用者の数の平均値が41人以上60人以下の場合
夜勤3人以上
 - ③ 前年度の利用者の数の平均値が61人以上の場合
夜勤3人に、前年度の利用者の数の平均値が60を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上

根拠法令等 及び備考

- ・報酬告示 別表第9の2
- ・留意事項通知 第2の1(9)④

項 目

(6)給付費の算定及び取扱い（夜間看護体制加算）

指導事項

看護職員が毎日夜勤していない。

解説及び 改善方法等

1. 施設入所支援を提供する時間帯を通じ、看護職員（保健師、看護師又は准看護師）を1以上配置する体制を確保している場合に、昼間生活介護を受けている利用者について算定できます。
2. 原則として毎日夜間看護体制を確保していることを評価する加算ですので、通常は夜間看護体制をとっていない施設において、不定期に看護職員が夜勤を行う場合は算定できません。

根拠法令等 及び備考

- ・報酬告示 別表第9の4
- ・留意事項通知 第2の1(9)⑥

項 目

(6)給付費の算定及び取扱い（入所時特別支援加算）

指導事項

空床利用型の短期入所から引き続き障害者支援施設に入所した利用者について、当該加算を30日間算定している。

解説及び 改善方法等

1. 当加算は日中活動サービスの初期加算に相当する加算です。
2. 入所日から30日の間、算定することができますが、併設又は空床利用型の短期入所から引き続き障害者支援施設に入所した利用者については、入所直前の短期入所の利用日数を30日から差し引いて得た日数となります。
3. 30日を超える入院後に再度利用した場合には、あらためて当該加算の算定が可能です。

根拠法令等 及び備考

- ・報酬告示 別表第9の5
- ・留意事項通知 第2の1(9)⑧

項 目

(6)給付費の算定及び取扱い（入院・外泊時加算(Ⅱ)）

指導事項

1週間に1回以上、病院又は診療所を訪問しての支援をしていない。

解説及び 改善方法等

1. 入院及び居宅における外泊をした際に、施設従業者が施設福祉サービス計画に基づき、利用者に対する支援を行った場合に、入院及び外泊した翌日から起算して8日を超えた日から82日を限度として、所定単位数に代えて算定されます。
 - ① **入院の場合**・・・施設従業者が特段の事情(利用者の事情により訪問できない等)のない限り、**原則として1週間に1回以上、病院又は診療所を訪問し、支援を行う必要があります。**
 - ② **外泊の場合**・・・家族等との連絡調整や交通手段の確保等を行った場合に算定されます。
2. 支援を行った場合は、その支援の内容を記録してください。また、上記1.①の特段の事情により訪問できなかった場合は、その具体的内容を記録してください。
3. **入院・外泊期間中は、利用者の同意があればそのベッドを短期入所サービスに活用することは可能ですが、その場合、入院・外泊時加算は算定できません。**

根拠法令等 及び備考

- ・報酬告示 別表第9の6
- ・留意事項通知 第2の1(9)⑨

項 目

(6)給付費の算定及び取扱い（入院時支援特別加算）

指導事項

入院時特別支援の内容を施設障害福祉サービス計画に位置付けていない。

解説及び 改善方法等

1. 入院時支援特別加算の算定要件は以下のとおりです。
 - ① 施設障害福祉サービス計画に基づき、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援、入退院の手続きや連絡調整等の支援を行うこと。なお、支援の内容は記録してください。
 - ② 当該月における入院期間が4日未満の場合
 - 少なくとも1回以上の病院又は診療所への訪問により支援を行うこと
 - ③ 当該月における入院期間が4日以上の場合
 - 少なくとも2回以上の病院又は診療所への訪問により支援を行うこと
2. 入院の初日及び最終日並びに入院・外泊時加算が算定される期間は除きます。

根拠法令等 及び備考

- ・報酬告示 別表第9の7
- ・留意事項通知 第2の1(9)⑩

項 目

(6)給付費の算定及び取扱い（栄養マネジメント加算）

指導事項

管理栄養士が常勤でない。

解説及び 改善方法等

1. 栄養マネジメント加算の算定にあたっては、以下に留意してください。
 - ① 栄養ケア・マネジメントは、入所者ごとに行われる個別支援計画の一環としてなければなりません。
 - ② 栄養ケア・マネジメントは、低栄養状態のリスクにかかわらず、原則として入所者全員に対して実施すべきものです。
 - ③ 施設に常勤の管理栄養士を1名以上配置しなければなりません。
※ 調理業務の委託先にのみ管理栄養士が配置されている場合は、当該加算は算定できません。
 - ④ 常勤の管理栄養士が、同一敷地内の複数の障害福祉サービスの栄養ケア・マネジメントを行う場合は、当該管理栄養士が所属する施設のみ算定することができます。
 - ⑤ 栄養ケア・マネジメントはP28～29に掲げるとおり実施してください。
2. 栄養ケア計画を作成し、入所者又はその家族に説明し、同意を得られた日から当該加算の算定が可能です。

根拠法令等 及び備考

- ・報酬告示 別表第9の10
- ・留意事項通知 第2の1(9)⑭
- ・栄養マネジメント加算、経口移行加算、経口維持加算、口腔衛生管理体制加算及び口腔衛生管理加算に関する事務処理手順及び様式例の提示について(令和3年4月6日障障発0406第1号)

栄養ケア・マネジメントの実施について

- 入所者ごとに低栄養状態のリスクを、施設入所時に把握すること。(以下「栄養スクリーニング」という。)
- 栄養スクリーニングを踏まえ、入所者ごとの解決すべき課題を把握すること(以下、栄養アセスメント」という。)
- 栄養アセスメントを踏まえ、施設長の管理の下、医師、管理栄養士、看護職員、サービス管理責任者その他の職種の者が共同して、入所者ごとに、栄養補給に関する事項、栄養食児相談に関する事項、解決すべき事項に対し関連職種が共同して取り組むべき事項等を記載した栄養ケア計画を作成すること。また、作成した栄養ケア計画については、対象となる利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。なお、栄養ケア計画に相当する内容を個別支援計画の中に記載することも可能です。
- 栄養ケア計画に基づき、入所者ごとに栄養ケア・マネジメントを実施するとともに、栄養ケア計画に実施上の問題(栄養補給方法の変更の必要性、関連職種が共同して取り組むべき事項の見直しの必要性等)があれば直ちに当該計画を修正すること。

- 入所ごとの栄養状態に応じて、定期的に、入所者の生活機能の状況を検討し、栄養状態のモニタリングを行うこと。その際、栄養スクリーニング時に把握した入所者ごとの低栄養状態のリスクのレベルに応じ、それぞれのモニタリング間隔を設定し、入所者ごとの栄養ケア計画に記載すること。当該モニタリング間隔の設定に当たっては、低栄養状態のリスクの高い者及び栄養補給方法の変更の必要性がある者（経管栄養法から経口栄養法への変更等）については、概ね2週間ごと、低栄養状態のリスクが低い者については、概ね3月ごとに行うこと。なお、低栄養状態のリスクが低い者も含め、少なくとも月1回、体重を測定するなど、入所者の栄養状態の把握を行うこと。
- 入所者ごとに、概ね3月を目途として、低栄養状態のリスクについて、栄養スクリーニングを実施し、栄養ケア計画の見直しを行うこと。
- サービスの提供の記録において、利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士が利用者の栄養状態を定期的に記録する場合は、当該記録を個別に栄養マネジメント加算の算定のために利用者の栄養状態を定期的に記録する必要はありません。

項 目

(6)給付費の算定及び取扱い（口腔衛生管理体制加算）

指導事項

口腔ケア・マネジメントに係る計画の内容が不足している。

解説及び 改善方法等

1. 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、**口腔ケアマネジメントに係る計画が作成されている施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、施設従業者に対する口腔ケアに係る技術的指導及び指導を月1回以上行っている場合に算定されます。**
2. 口腔ケア・マネジメントに係る計画には以下の事項を記載してください。
 - ① 当該施設において入所者の口腔ケアを推進するための課題
 - ② 当該施設における目標
 - ③ 具体的方策
 - ④ 留意事項
 - ⑤ 当該施設と歯科医療機関との連携状況
 - ⑥ 当該医師からの指示内容の要点（計画作成に当たっての技術的助言・指導を歯科衛生士が行った場合に限る。）
 - ⑦ その他必要と思われる事項

根拠法令等 及び備考

- ・報酬告示 別表第9の12の2
- ・留意事項通知 第2の1(9)⑪
- ・栄養マネジメント加算、経口移行加算、経口維持加算、口腔衛生管理体制加算及び口腔衛生管理加算に関する事務処理手順及び様式例の提示について（令和3年4月6日障障発0406第1号）

項 目

(6)給付費の算定及び取扱い（口腔衛生管理加算）

指導事項

口腔衛生管理に関する実施記録を保管していない。

解説及び 改善方法等

1. 口腔衛生管理加算の算定要件は以下のとおりです。
 - ① 口腔衛生管理体制加算を算定している施設の入所者に対して、歯科医師の指示を受けた**歯科衛生士が口腔ケアを月2回以上実施**すること。
 - ② 当該入所者に係る口腔ケアについて従業者へ技術的助言及び指導を行うこと。
 - ③ 歯科衛生士が、①の入所者の口腔に関する施設従業者からの相談等に必要に応じ対応すること。
2. 算定に当たっては、P32の点に留意してください。

根拠法令等 及び備考

- ・報酬告示 別表第9の12の3
- ・留意事項通知 第2の1(9)⑱
- ・栄養マネジメント加算、経口移行加算、経口維持加算、口腔衛生管理体制加算及び口腔衛生管理加算に関する事務処理手順及び様式例の提示について(令和3年4月6日障障発0406第1号)

口腔衛生管理加算の留意点について

- 口腔衛生管理加算に係るサービスを提供する場合は、同一月内に医療保険による訪問歯科衛生指導の実施の有無を入所者又はその家族等に確認するとともに、当該サービスについて説明し、同意を得た上で行うこと。
- 口腔ケアを行う歯科衛生士は、口腔に関する問題点、歯科医師からの指示内容の要点、当該歯科衛生士が実施した口腔ケアの内容、当該入所者に係る口腔ケアについて従業者への具体的な技術的助言及び指導の内容その他必要と思われる事項に係る記録（以下「口腔衛生に関する実施記録」という。）を作成し、当該施設に提出すること。当該施設は当該口腔衛生に関する実施記録を保管し、必要に応じてその写しを当該入所者に対して提出すること。
- 当該歯科衛生士は、従業者から当該入所者の口腔に関する相談等が必要に応じて対応するとともに、当該入所者の口腔の状態により医療保険における対応が必要となる場合には、適切な歯科医療サービスが提供されるよう当該歯科医師及び当該施設への情報提供を行うこと。
- 本加算は、医療保険の訪問歯科衛生指導料が3回以上算定された月には算定できません。

項 目

(6)給付費の算定及び取扱い（療養食加算）

指導事項

療養食の献立表を作成していない。

解説及び 改善方法等

1. 利用者の病状等に応じて、主事の医師より利用者に対し疾患治療の直接手段として発行された食事せんに基づき、療養食が提供された場合に算定することができます。
2. 当該加算を行う場合は、療養食の献立表が作成されている必要があります。
3. 加算の対象となる療養食は以下のとおりです。
 - ① 医師の発行する食事せんに基づいて提供される利用者の年齢、病状等に対応した栄養量及び内容を有する治療食（糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食（流動食は除く）、貧血食、脾臓病食、脂質異常食、痛風食）
 - ② 特別な場合の検査食
4. 摂取の方法については、経口又は経管の別は問いません。
5. 各療養食の取り扱いについては、P34～35の点に留意してください。

根拠法令等 及び備考

- ・報酬告示 別表第9の13
- ・留意事項通知 第2の1(9)⑬

各療養食の取り扱いについて

➤ 減塩食事療法等について

- ✓ 心臓疾患等に対して減塩食療法を行う場合は、腎臓病食に準じて取り扱うことができますが、高血圧症に対して行う場合は対象となりません。
- ✓ 腎臓病食に準じて取り扱うことができる心臓疾患等の減塩食については、総量6.0g未満の減塩食をいいます。

➤ 肝臓病食について

- ✓ 肝庇護食、肝炎食、肝硬変食、閉鎖性黄疸食(胆石症及び胆嚢炎によるものを含む。)をいいます。

➤ 胃潰瘍食について

- ✓ 十二指腸瘍も含みます。手術前後に与える高カロリー食は対象となりませんが、侵襲の大きな消化管手術の術後において胃潰瘍食に準ずる食事を提供する場合は対象となります。また、クローン病、潰瘍性大腸炎等により腸管の機能が低下している入所者に対する低残さ食も対象となります。

➤ 貧血食の対象者となる入所者等について

- ✓ 血中ヘモグロビン濃度が10g/dl以下であり、その原因が鉄分の欠乏に由来する者

各療養食の取り扱いについて

- 高度肥満症に対する食事療法について
 - ✓ 高度肥満症（肥満度が+70以上又はBMIが35以上）に対して食事療法を行う場合は、脂質異常食に準じて取り扱うことができます。
- 特別な場合の検査食について
 - ✓ 特別な場合の検査食とは、潜血食のほか、大腸X線検査・大腸内視鏡検査のために特に残さの少ない調理済食品を使用した場合は、「特別な検査食」として取り扱うことができます。
- 脂質異常食の対象となる入所者等について。
 - ✓ 療養食として提供される脂質異常食の対象となる入所者等は、空腹時定常状態におけるLDLコレステロール値が140mg/dl以上である者又はHDLコレステロール値が40mg/dl未満若しくは血清中性脂肪値が150mg/dl以上である者。

項 目

(6)給付費の算定及び取扱い（福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ）

指導事項

従業者に対してキャリアパス要件を周知していない。

解説及び 改善方法等

1. 福祉・介護職員処遇改善加算の算定には、事業所が満たすキャリアパス要件について、全ての福祉・介護職員に周知する必要があります。
2. 福祉・介護職員処遇改善加算の従業者への配分方法を巡ってトラブルにならないよう、研修の実施等により十分な周知をしてください。

根拠法令等 及び備考

- ・報酬告示 別表第9の14
- ・留意事項通知 第2の1(9)20
- ・福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について(令和3年3月25日付け障障発0325第1号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)

【参考】キャリアパス要件

キャリアパス要件Ⅰ (1, 2, 3すべてに適合)	キャリアパス要件Ⅱ (1, 2すべてに適合)	キャリアパス要件Ⅲ (1, 2すべてに適合)
1. 福祉・介護職員の任用の際における職位、職責又は職務内容に応じた任用等の要件(福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 2. 1に掲げる職位、職責、又は職務内容に応じた賃金体系(一時金等の臨時的に支払われるものを除く。)について定めていること。 3. 1及び2の内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知していること。	1. 福祉・介護職員の職務内容等を踏まえ、福祉・介護職員と意見を交換しながら、賃金向上の目標及び①又は②に掲げる具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 ① 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施(OJT、OFF-JT等)するとともに、福祉・介護職員の能力評価を行うこと。 ② 資格取得のための支援(研修受講のためのシフトの調整、給与の付与、費用(交通費、受講料等)の援助等)を実施すること。 2. 1について、全ての福祉・介護職員に周知していること。	1. 福祉・介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けていること。具体的には次の①から③までのいずれかに該当する仕組みであること。 ① 経験に応じて昇給する仕組み 「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みであること。 ② 資格等に応じて昇給する仕組み 「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みであること。ただし、介護福祉士資格を有して当該事業所や法人で就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。 ③ 一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組み 「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みであること。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されてることを要する。 2. 1の内容について、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

項 目

(6)給付費の算定及び取扱い（福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ）

指導事項

従業者に対して職場環境要件を周知していない。

解説及び 改善方法等

1. 福祉・介護職員処遇改善加算の算定には、事業所が満たす職場環境要件（賃金改善以外の処遇改善の内容）について、全ての福祉・介護職員に周知する必要があります。
2. 加算の届出に係る計画の期間中に実施する処遇改善の内容を周知することが必要ですので、
年1回は研修等により周知してください。

根拠法令等 及び備考

- ・報酬告示 別表第9の14
- ・留意事項通知 第2の1(9)20
- ・福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和3年3月25日付け障障発0325第1号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）

項 目

(7)その他（業務管理体制の届出）

指導事項

法令遵守等の業務管理体制の整備とその届出をしていない。

解説及び 改善方法等

1. 法令遵守等の業務管理体制の整備とその届出が義務付けられているため、市福祉監査課に届け出てください。

根拠法令等 及び備考

・障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律

【参考】業務管理体制の届出

1. 届出の内容

対象となる障害福祉サービス事業者	届出事項
全ての事業者	事業所の名称又は氏名 " 主たる事業所の所在地 " 代表者の氏名、生年月日、住所、職名
	「法令遵守責任者」の氏名、生年月日
事業所等の数が20以上の事業者	上記に加え「法令遵守規程」の概要
事業所等の数が100以上の事業者	上記に加え「業務執行の状況の監査の方法」の概要

【参考】業務管理体制の届出

2. 届出先

事業所等の区分	届出先	備考
①指定事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者等	厚生労働省	厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部企画課
②特定相談支援事業又は障害児相談支援事業のみを行う事業者であって、全ての指定事業所が同一市町村内に所在する事業所	市町村	
③全ての指定事業所等が同一指定都市(※)に所在する事業者等	指定都市 (※)	※児童福祉法に基づく指定障害児通 所支援事業者及び指定障害児入所施 設の設置者については児童相談所設 置市を含みます。
④全ての指定事業所等(児童福祉法に基づく指定障害児入所施設を除く。)が同一中核市内に所在する事業者等	中核市	
⑤①から④以外の事業者等	都道府県	

項 目

(7)その他（情報公表制度）

※令和6年4月から未報告減算適用

指導事項

実施する障害福祉サービス等情報を市長に報告していない。

解説及び 改善方法等

1. 事業者は、実施する障害福祉サービス等情報を市長に報告しなければならないため、独立行政法人福祉医療機構(ワムネット)が運営する「障害福祉サービス等情報公表システム」を通じて報告してください。

根拠法令等 及び備考

- ・法第76の3第1項